

## 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定に基づく地方卸売市場の認定について

(令和8年4月1日現在)

開設者	開設者住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置	取扱品目
那覇地区漁業協同組合	那覇市港町1丁目1番9号	那覇地区漁業協同組合地方卸売市場	那覇市港町1丁目1番9号	水産物及びこれらの加工品
一般財団法人沖縄県水産公社	糸満市西崎町1丁目4番地の11	一般財団法人沖縄県水産公社地方卸売市場	糸満市西崎町1丁目4番地の11	水産物及びこれらの加工品

※ 沖縄県漁業協同組合連合会地方卸売市場は令和4年10月7日廃止